

# 建設水道常任委員会

平成28年6月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○井上 卓也	中川 靖広
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	手塚 仁
同 課 長 補 佐	井戸西 豊	都市整備課長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	関口 修	上 水 道 課 長	井上 貴至
上水道課長補佐	扇田 一弘	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	岡村 智生

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 平川委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、平川委員、木澤委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、付託議案の（1）議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課  
長

続きまして、2枚目でございます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課  
長

次に、3枚目をごらんください。工事位置図でございます。龍田西2丁目地内で、県道三郷王寺斑鳩線より北側区域、町道548号線まで公共下水道管を埋設する工事でございます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方及び金額につきましては、去る5月16日に指名競争入札を行いました結果、落札者が松塚建設株式会社三郷営業所、落札率89.4%の6,264万円となっております。

次に、お手元に配布しております資料1をお願いいたします。工事概要でございます。施工延長は、399.6メートル、推進工といたしまして、右面位置図の黄色丸から黒丸の区間63.5メートルを推進工事で進め、その他の路線336.1メートルを開削工事として公共下水道管を埋設いたします。また、立坑工といたしまして、推進工部分の黄色丸位置に設置いたします。補助工として、推進工事発進到達部の地盤改良として2か所、人孔工では、立坑部及び開削工部分を含めマンホール15か所でございます。取付管及び柵工1式として、公共汚水柵の設置を33か所を予定しております。付帯工では、舗装復旧工事等1式でございます。下水道管は直径20センチの塩ビ管及び直径25センチのコンクリート管を使用し、推進工事部分で約2.2メートルから3.6メートルの深さ、開削工事部分で約1.2メートルから2.2メートルの深さで下水道管を埋設する計画でございます。工事期間は、議会の議決後254日間とし、平成28年6月20日から平成29年2月28日までを予定いたしております。

以上で、議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願いをいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 5月16日に入札をされたってということですけども、応札業者は何社あったんですか。

下水道課長 応札業者は、10社でございます。

木澤委員 3月議会のときに、下水道の工事の発注の仕方を一体的に言うていましたかね、変えるって言うていましたけども、今回もそういう発注方式でされたんでしょうか。

下水道課長 今回は、そういう発注方式はしておりません。

木澤委員 あれは何か条件とかが違って今回はされなかったんでしょうかね。ちょっとその辺、説明してください。

下水道課長 前回、3月議会で申しました、設計から工事まで一体の契約につきましては、今年度、2か所を予定しておりますけども、今回のこの工事については、そういう形ではしておりません。

委員長 中川委員。

中川委員 関連するねけど、それ、この工事は設計から一体的に発注する、この工事はしないって、何で決めまんねやろ。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 まず、1つは国から通達ありまして、国からの、10年概成という手法を今後は整備していくわけなんですけども、その中で、いろいろな手法を選択するチャンスがございました。その中で、我々といたしましては、設

計、調査、工事、施工、一括発注方式の手法を選択して、今回、区域として2か所選択して発注すると。もともとは面整備を中心とした形では今までなかったんですけども、今回初めて、全国的にも珍しい方法になりますけども、今回初めてやっていくということで、国から承認いただいております。

中川委員 いや、何でその2か所。今回は何でできなかった、しないのかという、何か理由ありまんのやろか。

都市建設 部長 今回の部分につきましては、前年度に設計が完了しておりましたので、区域としては選択される場所がございませんでした。すみません。

中川委員 今回の場合は設計が終わっていたからその一括発注はできやへんけど、今後のやつは、それなら、部長、今、2か所言わはったけど、全部しようと思ったらできるんかな。

都市建設 部長 例えば、全体的にせめてしましますと、もう5年も6年もかかるというようなことになりますと、全体施工の承認が、国から承認下りないと思えます。ですから、大体適当な場所としましては、初年度、設計・調査で、2年目、3年目ぐらいで施工するエリアを選択するというで当てはめたところでございます。

中川委員 この松塚建設さんというのは、今までからずっと指名入っているのかな。何か最近えろう落札しはったいうの見てないねけど、斑鳩町では何か実績みたいなものあるのかな。

委員長 寺田下水道課長。

下水道課 長 松塚建設につきましては、平成26年度も高安のほうで工事をしている実績がございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 工期のほうが6月の20日から来年の2月の28日までになっていますけども、この間、ここ、通行路ともなっていますけども、住民の皆様がお通りになる安全性っていうのは大丈夫なんではないでしょうか。

下水道課長 今回、集合住宅の周辺地域、チサンⅢ番館周辺地域をするわけですが、当然、通学路になっておりますし、先にもう、地元のマンションですとか、説明をさせていただきまして、当然、迂回してもらわなんこともございますし、当然、片側通行のところも出てきますので、その辺、十分説明をして、ご了承を得ております。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2)陳情第3号 交差点に信号等の交通安全施設の早期の設置を求める陳情書についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 黒崎議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情第3号 交差点に信号等の交通安全施設の早期の設置を  
局長 求める陳情書について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表 朗読 )

議会事務 2枚目以降に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略  
局長 させていただきます。

陳情の趣旨は、いかるがパークウェイと町道405号線、奈良県農協たつた支所から南に向かう町道が交わる交差点につきましては、開通後、交通事故が連続して発生するなど、大変危険な交差点となっていることから、この交差点に、信号機の設置、横断歩道3か所の増設、停止線の位置の改善、カーブミラーの設置など、交通安全施設を1日でも早く設置してほしいというものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けしたいと思いま  
す。 中川委員。

中川委員 陳情者の方は、小吉田自治会っていう認識でええのかな。自治会からの  
陳情いうことで。

議会事務 小吉田自治会からの陳情でございます。

局長

中川委員 横断歩道3か所って、今、述べられましてんけど、1か所はもう既に横  
断歩道できているのかな。せやから、実際に、現実には2か所いうことで  
ええのかな。

議会事務 今、既に1か所ができておりまして、残る3か所にもでございます。

局長

委員長

暫時休憩します。

( 午前9時15分 休憩 )

( 午前9時18分 再開 )

委員長

再開いたします。

ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員

今、こうして議会のほうに陳情あげていただきましたけども、これ、例えば地元のほうとか、また、町のほうからとか、警察のほうにこういう声があがっているのか、協議なんか、もしされているようでありましたら、今の状況、ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長

松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

交通安全施設の設置につきましては、毎年、警察のほうから年度初めに設置の要望箇所等の照会がございまして、その中であげさせていただいておる箇所でございます。

中川委員

今、実際、この箇所も要望あがっているということ、町からの要望に入っているということだな。

都市整備  
課長

そのとおりでございます。

中川委員

ということは、もう議会としても、町もそないして要望あげているねんから、もう採択するということでええのちゃいまんの、この委員会として。もう諮ってもうてええねや。それで、もう反対なかったら、もう採択でええねや。



委員長 はい。とりあえず、井上委員は。

井上委員 僕も採択で、今、そういうふうにも町の方にもされているっていうことであれば。

委員長 平川委員。

平川委員 はい、同じです。

委員長 奥村委員。

奥村委員 はい。

委員長 木澤委員。

木澤委員 別に採択は採択でいいんですけど、その後、意見書出したりとか、後の対応としてはどういうふうにするのかっていうのは。

委員長 とりあえず皆さんの意見聞いて、あと、委員会発議で意見書を提出したいなとは思っております。 木澤委員。

木澤委員 私もそういう形がいいと思いますので、その方向でお願いします。

委員長 そうしましたら、本陳情書については、委員皆様のご意見をお聞きする中で、願いは妥当であるように思われますので、よって、本陳情書については当委員会として採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

意見書の取りまとめのため、暫時休憩いたします。

( 午前9時21分 休憩 )

( 午前9時28分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

委員皆様のお手元にお配りしている意見書を当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

次に、継続審査、(1)都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、前回の委員会以降、地権者との対応等、継続させていただいているほか、特に報告すべき事項はございません。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

委員長 ② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、特に報告させていただき事項はございません。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部改正について、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部改正についてについて、ご説明を申しあげます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成28年6月23日から施行されることに伴い、本条例において所用の改正を行おうとするものでございます。

それでは、資料2をごらんくださいませ。改正内容といたしましては、条例第2条において同法を引用する部分において条文の整理を行おうとするものでございます。施行期日は、同法の一部改正法の施行期日と同日の平成28年6月23日といたします。

なお、本条例改正案につきましては、議会最終日に追加議案として上程をさせていただき、ご審議を賜ってまいりたいと考えておりますので、ご

理解を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これ、議運で聞くべきことかもしれませんが、今回、上程がこういう形になった理由について、お尋ねしておきたいと思います。

都市整備課長 当該法律の一部改正法の施行が、公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日とされておりましたが、施行期日を定める政令の施行を覚知しないまま本日に至っておりました。改正法の施行後1年を目前に改めて確認をいたしましたところ、平成28年6月23日の施行日とする政令の公布、これを確認いたしましたので、今議会において条例の改正のご審議、ご議決を賜る必要がございますことから、追加議案として上程をさせていただくものでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。  
ほかに、理事者側から何か報告することはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見等ありましたら、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 教育委員会か、建設農林課か、ちょっと私のほうでは判断しかねますねけど、町道の管理ということで、斑鳩小学校の東側の町道に埋設している学校の、集中浄化槽いうのかな、学校の浄化槽の、今、現状どのような状態になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 町道の下で、水を張った状態でそのままおいておる状態でございます。これにつきまして、そういう状況でございます。

中川委員 多分、使用されていない浄化槽や思いますねけど、各地域、例えば、錦ヶ丘、服部南住宅、今、処理されている紅葉ヶ丘自治会等々、集中浄化槽はやっぱり行政の指導で、自治会として使っていない集中浄化槽をきちり処理していただいていますのでね、やっぱり行政のほうもやっぱりそういう面に関してはきちりと速やかに処理をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

副町長 これにつきましては、ちょっと、これから設計かかりまして、9月補正で対応させていただいて、年度内に工事を終わるようにしたいと思います。

これともう1か所、体育館の東側に合併浄化槽もございまして、これについては、もう、いわゆる使用していない状況になっておりますので、これも同時に工事をしていきたいと考えておりますので、先ほど申しあげましたように、9月議会で予算措置をさせていただきたいと思っておりますので、これから設計して、よろしく願いいたします。非常に申しわけございませんでした。

中川委員 道路になっている敷地の中でそういう浄化槽が残っていた、特に、空っぽじゃなしに水が、たまっているっていうんか、ためているっていうんか、自然にたまったんかわかりませんが、万が一ね、子どもが入ったりして、大きな事故が今のところなかったからよかったものの、今後、そういう使わない施設に対しては速やかに処理していただくようお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか

( な し )

委員長 ほかにないようですので、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午前9時37分 閉会)